

## 大仙市入札契約資格等審査実施要綱の運用に関する基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、大仙市入札契約資格等審査実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する委員会の運営、その他の基準について必要な事項を定めるものとする。

(案件の上程)

第2条 要綱第2条第2項第2号から第4号までに関わる案件を主管する課所等の長は、当該案件について委員会の審査を受けようとするときは、契約検査課長が定める期日までに執行伺その他の方法により契約検査課長に合議しなければならない。

2 前項の合議に当たっては、次に掲げる審議資料を添付するものとする。

(1) 当該工事、業務又は調達の内容

(2) 条件付き一般競争入札にあっては必要な資格等要件案、指名競争入札又は随意契約にあっては選定案及びその理由

(3) その他必要な資料

3 上程案の調整及び審議資料の作成は契約検査課が行う。

(会議の開催)

第3条 会議の定例会は、週1回の開催を基本とし、必要に応じて臨時会を開催できるものとする。

(委員会の運営)

第4条 委員長が必要と認めるときは、説明のため委員以外の者が会議に出席することができる。

2 要綱第2条第2項第2号から第4号までに関わる案件の審議は単件審査を原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、一括審査とすることができる。

(1) 条件付き一般競争入札に付す工事のうち、要綱第12条別表第4に規定する等級別発注標準表（以下「発注標準表」という。）の適用に疑義がないと認められる設計金額が1,000万円未満の案件に係る資格の設定

(2) 条件付き一般競争入札に付す建設コンサルタント業務等のうち、発注標準表の適用に疑義がないと認められる設計金額が500万円未満の案件に係る資格の設定

(3) 条件付き一般競争入札に係る当該資格を有することの確認

(4) 公益社団法人大仙市シルバー人材センター、営利を目的としない法人及び単一の目的で設立された任意団体との随意契約案件であって、競争性のないことが明らかである案件

(5) 大仙市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成18年大仙市

条例第24号)第2条の規定により契約する案件のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(長期継続契約として初めて契約する案件を除く。)

- ア 競争性がないことが明らかであり、契約相手方が毎年同一であるもの
- イ 設計金額の総額が500万円未満

3 次の各号のいずれかに該当する場合において、緊急の必要により会議の招集が困難な場合は、委員長及び当該施設等を所管する委員の合議により専決処分ができるものとする。この場合において、専決処分を行った案件については、直近の委員会において承認を得なければならない。

- (1) 災害に伴う応急工事及び応急工事に関連する設計
- (2) 重要な施設、設備若しくは車両等の修繕
- (3) 緊急を要する物品の調達
- (4) その他委員長が必要と認めたもの

4 要綱第4条第4項に定める回議による審査に代える場合は、回議の是非について委員長の決定を受けるものとする。回議により審査する場合は、委員の全てに回議し、意見を求めたのち委員長の決定を受けるものとする。

(要綱第6条第3項第3号イただし書の軽易な業務)

第5条 要綱第6条第3項第3号イ(土木関係建設コンサルタント業務)ただし書に定める軽易な業務については、次に掲げる内容を参考に判断するものとする。

(1) 道路設計にあつては、原則として次に掲げる内容を含まないものとする。

- ア 車道幅員が6mを超える幹線道路の設計
- イ 軟弱地盤の設計(路床置換工法を除く)
- ウ 特殊法面の設計
- エ 構造計算及び安定計算を必要とする構造物設計
- オ 公安委員会協議を必要とする交差点設計

(2) 水路設計にあつては、原則として次に掲げる内容を含まないものとする。

- ア 秋田県農業農村整備事業標準設計が適用できない構造物の設計
- イ 複雑な水理計算を必要とする水路設計

(3) 付帯施設の設計にあつては、前2号に準ずるものとする。

(入札参加資格の審査基準)

第6条 要綱第7条第3項に規定する審査基準について、建設工事の場合においては、次の各号に掲げる事項をすべて満たす者を入札参加有資格者名簿に登載する。

- (1) 申請工種に係る総合評定値の通知を受けていること。
- (2) 申請工種に係る有資格技術者を保有していること。
- (3) 申請工種に係る工事の実績を有していること。
- (4) 個人にあつては事業主、法人にあつては当該法人及び監査役を除く役員全員について

て、大仙市税の滞納がないこと。

(5) 社会保険に加入し（適用除外事業所を除く。）、かつ社会保険料の滞納がないこと。

2 前項第2号から第5号までの規定は、建設コンサルタント業務等の場合に準用する。

この場合において、各号中「工種」とあるのは、「業種」に、「工事」とあるのは、「業務」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(大仙市入札参加資格審査基準の廃止)

2 大仙市入札参加資格審査基準（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。